

### Ⅲ 地震発生後の被災生活確保対策

#### 1 施設利用者の生活を維持する必需品の確保

##### (1) 水・食料・その他の必需品の確保に努める

水、食料、トイレなど生活必需品についての確認をして施設で検討した対応計画に基づき、施設内備蓄物資を活用するとともに、防災関係機関への状況報告と要請支援を行う。また、日頃から取引きがある商店等に対し、物資の供給継続を依頼しておき協力を求める。

##### (2) 施設生活維持のため医療機関への依頼要請

応急給水活動や電気・ガス・電話等のライフラインを早期に復旧するため、行政やライフライン事業者等に対して、社会福祉施設としてのライフラインの重要性や実態等を事前に説明しておく。

#### 2 施設利用者の生活を維持するための人手の確保

近隣住人による防災協力隊・施設利用者家族等、被害規模に応じて有効な応援となり得る人材の確保をするための協力依頼をしておく。

#### 3 一時帰宅した施設利用者・その家族に対する支援対策の実施

##### (1) 一時帰宅した施設利用者との連絡を密にする

一時帰宅した施設利用者の家族を訪問する等、施設利用者・家族の精神的不安感を軽減するように努める。

## (2) 受け入れ家族に対する支援策の実施

施設利用者の帰宅に伴い、受け入れ家族が受ける負担を軽減し、介護方法の相談や支援する人材の派遣を行う等、家族に対する支援策を実施する。

## 4 施設の早期再開を目指す

### (1) 施設利用者の精神的立ち直りのために、施設の早期再開に努める

特に通所施設においては、利用者の精神的立ち直りのために、震災前の施設環境づくりを目指し、できるだけ早期に施設を再開して、利用者が生活リズムを取り戻せるように努める。

### (2) 利用者の心身のケア

心のストレスは身体に表れる。特に、以下のような症状が疑われる場合には、早期に専門医・医療機関での診断を受ける。

- ・強度の不眠が続いている
- ・幻覚や妄想
- ・表情が全くない
- ・極度の落ち込み
- ・極度の緊張や興奮がとれない
- ・ストレスによる身体症状が深刻

また、感染症を予防する観点から利用者に対して、手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図る。

### (3) サービス再開に向けた物資の調達

サービス再開に向けての日常的に必要な備品のチェックを行い、備蓄状況を見ながら恒久的なサービス再開に向け、必要な備蓄品の調達を行う。

## 5 職員へのケアの実施

### (1) 職員の過重労働を防止

被災後の施設運営は、職員にも大きな負担を与えることとなる。職員の健康管理を徹底し、職員が勤務できるかを確認をして勤務体制リストを作成する。勤務できない職員がいる場合には、社会福祉協議会等に対して、ボランティアの派遣要請を行い、ボランティアを含めた役割分担及び休憩を入れたローテーションを組み、外部からの応援者を受けながら、職員の過重労働を未然に防ぐように努める。

### (2) 職員の心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するように心のケアを行う。また、感染症を予防する観点から職員に対しても、手洗いやうがいを励行するなど、衛生面での徹底を図り、職員の健康状態によっては利用者との接触を制限するなどの措置も適切に行う。

## 6 地域に居住する在宅要援護者への支援対策

### (1) 在宅要援護者に対する福祉避難所・支援センターの機能

施設は、利用者だけではなく、施設を利用しない在宅要援護者(ひとり暮らし・寝たきり高齢者・障がい者等)の被災生活確保のために必要な支援を行うための、福祉避難所・支援センター機能を果たすことが期待される。行政はその他関係機関と連携を図り、緊急に保護が必要な要援護者を対象とした相談の受け入れ、応援の要員や物資コーディネート等、在宅の要援護者の生命を守る活動の実施に努める。

### (2) 在宅要援護者の緊急保護対策の実施

地震発生後に避難場所あるいは在宅で被災生活を送る要援護者で、特に緊急を要する要援護者については、できる限り施設が緊急ショートステイとして受け入れ、在宅要援護者の生命を保護することも配慮する。

### (3) 施設利用者への留意

緊急ショートステイの受け入れや、地域での被災生活を送る在宅要援護者への支援対策を実施するにあたっては、震災前から施設を利用している利用者の対応が不十分にならないように留意することが必要である。

## 7 施設が使用不能となった場合

- (1) 利用者の家族で被災を免れた場合、状況を説明し家族等へ引き継ぎを行う。
- (2) 利用者の家族も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等での受け入れを依頼する。